

<著作権>論（1）

友安 弘

On Copyright (1)

Hiroshi Tomoyasu

Abstract

Recently we frequently see and hear the word ‘copyright’ and many people have gradually begun to recognize copyright as an important right on a par with patent rights and trademark rights. Many copyright lawsuits have been filed in Japan. In addition to reports of traditional cases of infringement of copyright, articles on new kinds of cases have increasingly appeared in newspapers. Examples of these are lawsuits between software makers and distributors of used video game software, the utilization of an original database of NTT Corp. without permission by another company, and complaints against the digital music broadcasters by record companies.

Rather than systematically analyze the copyright law or offer detailed examination of controversial points, this paper analyzes some cases and arguments relative to copyright from two angles, and in the context of modern Japanese society. It begins by considering copyright in the context of human history, especially the importance of the relationship between changes of medium and changes of cultural characteristics. In history, why did copyright appear? What is its value for society? The answers to these questions are at the heart of this paper.

In Section 1, complaints and judgements concerning copyright that appeared in the Asahi and Sankei newspapers, are listed for the two years 1999 and 2000. In Section 2, the revisions to the 1970 copyright law are listed in chronological order from 1970 to 2003. Then recent trends in the copyright law are analyzed. In Section 3, the right to publish creative works is examined, analyzing a famous case in which private letters from Yukio Mishima were reproduced in a book written by the recipient of the letters. In Section 4, the right to keep the integrity of works is analyzed, and three important cases are examined.

はじめに

近年<著作権>という言葉を見聞する機会が増え、著作権が多くの人々によって特許権や商標権と共に深浅はあるにしても広く認識されるようになってきた。筆者が無体財産権の一つとして著作権を学んだ頃と比較して隔世の感がある。

著作権にかかる紛争が多発、多様化し、従前からの著作権侵害事件に加えて、コンピュータ・プログラムの著作物性、ゲームソフトと「映画の著作物」との関係、ゲームソフトの中古販売、データベースの著作物性、ファイル交換ソフト、通信衛星デジタル音楽放送についてなど、これまで目にしなかったような著作権に関する記事が、新聞の紙面を飾るようになってきた。これら最近の新聞記事については第1節に一覧したので、それを参照してもらいたい。

本論文はしかし、このような著作権の現状を系統的・体系的に、或いは現在問題化している諸論点を総合的に検討することを意図してはいない。最近の著作権にかかる諸事件や議論を2つの視点から鳥瞰し、現代社会或いは現代日本の姿を一瞥しようとするものである。本論文のタイトルを「<著作権>論」とする所以である。

第1章 COPYRIGHT : A VANISHING VAJUE ?

この章では、著作権を表現手段或いはコミュニケーション媒体の変化とそれに対応した文化的特性の変化という歴史的流れを踏まえて考察する。人間の歴史的過程の中で、著作権はどのような価値をもって生まれてきたのか、その誕生の歴史的背景を考慮に入れて今日におけるその変容を検討する。

第1節 最近の著作権事件

まず始めに、前記したように、最近2年ほどの間に新聞に掲載された著作権にかかる争いを列挙し、著作権の現状を概観する。それによって今日の著作権問題の性格を見ることができる。朝日新聞と産経新聞の2紙について、平成11（1999）年度と平成12（2000）年度の2年間の著作権紛争に関する記事を掲載順に整理すると以下のようになる。なおこれらは、筆者の目に触れ気付いたものだけであって、網羅的に整理したものではない（日本以外を含む）。

〔平成11（1999）年度〕

月日	新聞	争い
2月26日	朝日新聞 (以下朝日)	少女漫画『キャンディ・キャンディ』の原作者と漫画家との間で著作権の帰属が争われる。 東京地裁判決：原作者に原著作権がある。原作者に無断で作画や商品化はできない。 (平成13年最高裁判決は、漫画を原作者のストーリーに基づく二次的著作物と認定する。)
3月7日	産経新聞 (以下産経)	9人の児童文学学者と著作権管理委託契約を結ぶ日本ビジュアル著作権協会が、6社の教科書準拠教材出版物の出版差し止めの仮処分申請をする

		(東京地裁)。
3月10日	産経	(平成12年、東京高裁は6社に出版差し止めを命じている。)
3月10日	産経	カプコン、ナムコなどソフト製作会社が中古ゲームソフトの販売差し止めを求める。東京地裁において、被告が原告の要求を全面的に認める。米国商務省からの文化庁宛の書簡（教科書準拠教材出版物に米国人作家の作品が無断で掲載されている。）
3月11日	朝日	『ポケットモンスター』のパロディ漫画を、同人誌に掲載して販売。著作権法違反で逮捕され、複製権侵害で罰金が科される。
4月27日	朝日	『シャーロッキアンの優雅な週末 ホームズ学はやめられない』（中央公論新社）が米国の月刊誌『アトランティック・マンスリー』を訳した箇所があると読者から指摘される。
4月28日	産経	ゲームソフト『ときめきメモリアル』のストーリーを改変できるメモリーカードの販売。 大阪高裁判決：同一性保持権の侵害 (平成13年最高裁は上告を棄却する。)
5月27日	朝日	音声データ圧縮技術MP3を使って、札幌市在住の少年（18）が宇多田ヒカルなどのヒット曲をホームページで流す。公衆送信権と送信可能化権の侵害で家宅捜索される。
5月28日	朝日	中古ゲームソフトの販売店が、ソフト製作会社に対して販売を差し止める権利がないことの確認を求める。
6月1日	産経（夕刊）	東京地裁判決：販売店側の請求を認める。
6月26日	朝日・産経	ゲームソフト『同級生2』を無断で複製・販売する。映画著作物の無許可頒布で逮捕される。
6月26日	朝日	著作物について漫画で解説する中学生向けの冊子の発行元「消費者教育支援センター」が、無断で漫画部分のストーリーを小説風の文章にして『中学生にもわかる著作権』という書名で発行した出版社と著者を訴える。
8月28日	朝日（夕刊）	東京地裁判決：無断で複製した部分があり、著作権を侵害する。 『本当は恐ろしいグリム童話』（KKベストセラーズ、平成10年）が、『罪深い姫のおとぎ話』（角川書店、平成8年）の盗用だとして修正を求められる。
8月31日	朝日・産経	イタリアのオペラ歌手が、日本で開催されたリサイタルを録音したものと、無断でCD化して販売されたとして訴える。
9月1日	朝日・産経	東京地裁判決：著作隣接権の侵害である。CDの販売差し止め、廃棄、及び損害賠償を認める。
		無断で、ゲームソフト『ときめきメモリアル』の主役「藤崎詩織」の性格を歪めてアニメーションビデオを作成し販売したビデオ製作者に対し、東京地裁は製造・販売の差し止めと損害賠償の支払いを命じる。
		『ゴーマニズム宣言』（小林よしのり）の漫画カットを引用した『脱ゴーマニズム宣言』の出版差し止め、及び損害賠償が求められる。

- 東京地裁判決：引用の適法性を認める。
- 10月7日 産経（夕刊） セガ・エンタープライズなどゲームソフト製作会社6社が、中古ゲームソフトの販売差し止めを求める。
- 大阪地裁判決：ゲームソフトは「映画の著作物」に該当する。販売の差し止め、廃棄を命じる。
- 10月22日 産経（夕刊） 『高橋是清と昭和恐慌』（文春新書）が『金融崩壊－昭和経済恐慌からのメッセージ』（日本経済新聞社）を盗用。文藝春秋は回収し絶版にする。
- 11月18日 朝日（夕刊） 米国の財団からキューピー人形の著作権を譲渡されたとするその愛好家が、食品製造会社「キューピー」を相手に、著作権侵害を理由に訴える。東京地裁は訴えを斥ける。
- 11月30日 朝日（夕刊） 『本当は恐ろしいグリム童話』とその続編を、『罪深い姫のおとぎ話』と『グリム童話 メルヘンの深層』（講談社現代新書）の著者が複製権を侵害しているとして、発行差し止めなどを求めて東京地裁に訴えを起こす。

[平成12（2000）年度]

月日	新聞	争い
2月11日	朝日	映画『いちげん』の共同制作会社が、試写上映中の映像を無断で撮影し週刊誌に掲載したとして、講談社に損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こす。
2月15日	朝日・産経	日本俳優連合に所属する声優381人が、アニメをビデオ化して販売する際、二次使用料が支払われないのは協定違反であるとして、東京地裁に訴えを起こす。
2月19日	産経	『どこまでも行こう』の作曲家（小林亜星）が『記念樹』（服部克久）を著作権侵害で訴える。 東京地裁判決：全体としてメロディーの同一性は認められない。和音の基本的な枠組は同じだが、個々の和音は異なる。 (東京高裁平成14年判決は、編曲権の侵害を認める。平成15年、最高裁は上告を棄却する。)
3月18日	朝日	NTTが作成した『タウンページデータベース』を「データベースの著作物」として、東京地裁が認める。
3月18日	朝日	『キャンディ・キャンディ』の原作者が、許諾なく作品の登場人物の原画を展示・販売され著作権を侵害されたとして、販売差し止めの仮処分申請をする。東京地裁はこれを認める。
3月21日	産経	『ハリー・ポッター』の著者と出版社を、盗作により著作権を侵害しているとして、『ラーとマグルズの伝説』の著者が米国連邦地裁に訴えを起こす。
4月25日	産経（夕刊）	『ゴーマニズム宣言』に関する、東京高裁判決。引用カットの著作権侵害は認めなかったが、同一性保持権の侵害を認める。批判本の出版差し

		止めを認める。
4月26日	産経	映画『ちぎれ雲』の脚本家が、映画制作会社に、脚本の著作権の確認を求める。東京地裁はこれを認める。
4月26日	産経	パソコンソフトを企業内で不法にコピーされたとして、マイクロソフトなど米国の7社が訴える。東京地裁で和解が成立。
5月11日	産経	米国レコード会社などが、ナップスター社に対しサービス差し止めを求めて、米国連邦地裁に訴えを起こす。連邦地裁はホームページの閉鎖を促す判決を下す。
5月26日	産経	『キャンディ・キャンディ』の原作者が、キャラクター商品の販売に対し、漫画を無断で商品化し著作権を侵害されたとして訴える。 東京地裁判決：原作者の著作権を認める。
6月3日	朝日	小澤征爾写真集『素顔の小澤征爾』を無断で出版。発売元が回収する。
6月23日	朝日・産経	朝日新聞6月8日付主張・解説の記事「核不拡散条約（NPT）再検討会議」が、中国新聞社の企画記事「核廃絶の誓約 NPT会議を終えて」の上と下の記述を無断で引用、盗用する。
7月14日	産経	アンディ・ウォーホル作の絵画『ジョン・レノン』を無断でプリントしたメトロカードを、オノ・ヨーコが著作権侵害であるとして東京地裁に訴える。（この絵画は、オノが著作権をもつジョン・レノンの肖像写真を利用していた。）営団地下鉄は5月22日に販売中止にする。
7月28日	朝日	米国サンフランシスコ連邦地裁による、ナップスター社に対するサービスの仮差し止め命令。 (違法コピーを助長する可能性がある。)
9月8日	産経	インターネット上で音楽無料配信サービスを行っていたMP3ドットコムを、ユニバーサル・ミュージック・グループが著作権侵害として訴える。ニューヨーク連邦地裁は、故意に著作権を侵害したとして賠償を命ずる。
11月3日	朝日	NHKBS2で放送された『音楽人 絵を描くミュージシャンたち』（平成10年に放送され、平成12年9月、10月に再放送される。）の中で、自分が撮影した写真を無断で使用されたとして、広川泰士が公式の場での謝罪を求める。
11月16日	朝日	『本当は恐ろしいグリム童話』とその続編の盗用事件について、東京地裁で和解が成立する。 (原告の指摘する一部を削除・修正し、二次利用は修正後のもので行う。)

以上が平成11年と12年の2年間の著作権にかかる争いであるが、従来からある著作物の無断利用、記事の盗用、『ハリー・ポッター』や『本当は恐ろしいグリム童話』といったベストセラーをめぐる盗用事件などと共に、人気アニメのパロディ漫画、漫画カットの引用、楽曲の類似性といった判断の難しい微妙な事件が多数起こっている。同時に、ゲームソフトやMP3のような技術の進歩によって引き起こされた紛争が生じている。

第2節 最近の著作権法改正の流れ

次に、昭和45年に現行法が制定されて以後の、著作権法の改正の過程を概観する。前節の著作権紛争に関する新聞記事一覧と共に、この改正の流れを通覧することによって、現在の著作権の置かれている情況を理解することができよう。^[1]

年	日本における事柄	国際条約に関する事柄
昭和45（1970）年	現行著作権法制定（昭和46年施行）	
46（1971）		許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）作成（昭和48年発効）
53（1978）	著作権法改正（レコード保護条約締結に伴う改正）	レコード保護条約締結
59（1984）	著作権法改正（貸与権の創設、実演家・レコード製作者に対し、貸与権と報酬請求権を付与）	
60（1985）	著作権法改正（コンピュータ・プログラム関係）	
61（1986）	著作権法改正（データベース、有線送信関係）	
63（1988）	著作権法改正（著作隣接権の保護期間、海賊版関係）	
平成元（1989）	著作権法改正（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）締結に伴う改正）	ローマ条約締結
3（1991）	著作権法改正（レコードの保護強化等）	
4（1992）	著作権法改正（私的録音録画にかかる補償金制度）	
6（1994）	著作権法改正（WTO協定締結に伴う改正）	WTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）、この附属書（附属書1C）のTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定） ……コンピュータ・プログラム及びデータベースの著作権による保護 コンピュータ・プログラム、映画及びレコードの貸与に関する権利の付与 実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護（平成7年発効）
8（1996）	著作権法改正（著作隣接権の保護対象の適切的拡大、罰則規定の整備、写真	

	家の保護期間の延長)	
9 (1997)	著作権法改正（自動公衆送信、送信可能化権の創設、同一構内のコンピュータ・プログラムの送信）	
11 (1999)	著作権法改正（技術的保護手段の回避、権利管理情報、譲渡権の創設、上映権をすべての著作物に拡大、演奏権を制限していた経過措置の廃止）	
	著作権法改正（情報公開法関係）	
12 (2000)	著作権法改正（法人の罰則1億円以下に、視聴覚障害者のために制限規定を手直し）	WIPO著作権条約締結 (平成14年発効)
		コンピュータ・プログラム、データベース、譲渡権、貸与権、公衆への伝達権、写真の著作物の保護期間、技術的手段に関する義務、権利管理情報に関する義務
12 (2000)	著作権等管理事業法制定 (平成13年施行)	
14 (2002)	著作権法改正（実演家の人格権、放送事業者の送信可能化権など）	WIPO実演・レコード条約締結 (平成14年発効)
		実演家人格権、生実演にかかる固定権・放送権・公衆への伝達権 実演家の複製権・譲渡権・貸与権・利用可能化権、レコード製作者の複製権・譲渡権・貸与権・利用可能化権、放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権 技術的手段に関する義務、権利管理情報に関する義務
15 (2003)	著作権法改正（映画の著作物の保護期間の延長など）	

以上が約20年ほどの間の著作権にかかる法制の変化の動向である。昭和46年の新著作権法の施行後、貸しレコード業の出現によって、昭和59年に貸与権が設けられてから、著作権法の改正が繰り返され、また新しい国際条約が結ばれてきた。

コンピューター技術の進歩、通信・伝送技術の高度化によって生み出された著作物の多様化に対応した著作権の支分権の改正と、実演家・レコード製作者・放送事業者にかかる著作隣接権の保護の強化がこの中心をなしている。

また同時に、著作者による同意、許諾を著作物の利用の原理とする著作権に、報酬請求権、補償金制度、或いは包括許諾といった許諾権から派生した制度が広がってきている。^[2]

例えば、(社)日本複写権センター（平成3年設立）は、著作権者から文献複写に関する権利について委託を受け、著作物の複写を求める利用者との間に利用許諾契約を結び、複写使用料を徴収し委託者に分配する。^[3] 平成12年には、これまでの著作権に関する仲介業務に関する法律に代わって著作権等管理事業法が制定されている。(社)日本音楽著作権協会は、(社)大日本音楽著作権協会として昭和14年に設立されて以降、音楽著作権の管理仲介業を営んできた。^[4] 日本音楽著作権協会には、多くの作詞家や作曲家が著作権を預けており、例えばCDをつくるレコード製作会社などから使用料を徴収し、各著作者などに分配している。カラオケ業者に対しては、店の規模などに応じて一定の使用料の支払いを条件に一括して許諾を与えてきた。^[5]

実演家は、商業用レコードの公衆への貸与について最初発売されて以降1年間貸与権（許諾権）をもち、1年経過後報酬請求権をもつ。この権利に関し、個々の実演家ではなく、実演家を構成員とする著作権等管理業者である(社)日本芸能実演家団体協議会が管理している。

第3節 三島由紀夫書簡公表事件

ベルヌ条約、第6条の二(1)は、次のように定めている。

「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。」

この規定は、財産権としての著作権とは別の著作者人格権にかかわる。著作者と著作者の思い、感情、感性の表現である著作物との一体性、人格的つながりがここに内包されている。著作権のもつ重要な価値がこの権利に示されている。

日本では著作者人格権は、著作権法第18, 19, 20条に公表権、氏名表示権、同一性保持権として挙げられている。またこれらを害しない行為であっても、著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、著作者人格権を侵害する行為とみなされている。(第113条5項)

著作者人格権の一つである公表権は、まだ公表されていない著作物を公衆に提供したり、提示したりする権利である。著作権法上「公衆」とは「特定かつ多数の者」の場合も含まれる。(第2条5項)「公表」とは、発行された場合（公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、著作権者、その許諾を得た者、出版権の設定を受けた者によって作成され、頒布されること）、又は著作権者、その許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合や送信可能化された場合を指す。(第3,4条)

この節では、この公表権にかかわる、作家三島由紀夫の書簡が公表された著名な事件を取り上げる。

この事件は、三島由紀夫の長女富田紀子と長男平岡威一郎が、平成10年3月30日東京地裁へ仮処分の申請をしたことに始まる。昭和37年から昭和42年にかけて三島由紀夫がFに送った未公表の手紙、葉書合わせて15通を、Fらは遺族に無断で、Fの著書『三島由紀夫－剣と寒紅』(文藝春秋)に全文掲載し、公表した。これに対して、原告は三島由紀夫の死後の著作者人格権と遺族が相続した著作権の侵害を主張して出版差し止めと書店からの回収を求めた。

東京地方裁判所の決定は、出版の差し止め、製本、販売の禁止、及び7日以内に書店から回収せよというものであった。^[6]

その後、東京地裁で裁判が進められる。原告は、自分たちが相続した三島由紀夫の手紙にかかわる複製権を侵害し、三島由紀夫が生存しておればその公表権を侵害する行為であるとして、書籍の出版・頒布等の差し止め、書籍の廃棄、複製権侵害による損害賠償の支払い、及び名誉回復の措置として謝

罪広告を求めた。

被告は、各手紙は純然たる実用文であり、内容及び文体に照らして、誰にでも書けるような文章であり、創作性、創造性が認められず、文芸の範囲には属さないから著作物とはいえないと主張した。

東京地裁の判決（平成11年10月18日）は、複製権の侵害、著作者人格権の侵害を認め、書籍の出版差し止め、損害賠償、「お知らせ」として謝罪文の無い広告文の掲載を命じた。^[7]

その後、東京高裁は平成12年5月23日控訴を棄却、^[8] 最高裁第1小法廷は平成12年11月9日に上告を棄却した。

以上が、事件の経過と判決の概要である。この事件以前昭和50年に、「交際相手にあてた三島由紀夫の私信が受取人により『週刊朝日』に公開されたこと」があり、「3月10日に朝日側が著作権侵害を認めた念書」を渡している。この件では、朝日新聞社は三島由紀夫の手紙を著作物であり著作権が及ぶとの判断をしていたことが伺える。^[9]

論点の中心は、書簡が著作物であるか否かである。書簡が著作物でなければ、著作者人格権としての公表権は存しない。手紙の著作物性について判決がいかに述べているかみてみよう。

東京地方裁判所の判決文は次のようにある。

「本件各手紙には、単に時候の挨拶、返事、謝礼、依頼、指示などの事務的な内容のみが記載されているのではなく、三島由紀夫の自己の作品に対する感慨、抱負、被告Fの作品に対する感想、意見、折々の心情、人生観、世界観等が、文芸作品とは異なり、飾らない言葉を用いて述べられている。」

また東京高等裁判所は、「本件各手紙……を読めば、これが、単なる時候のあいさつ等の日常の通信文の範囲にとどまるものではなく、三島由紀夫の思想又は感情を創作的に表現した文章であることを認識することは、通常人にとって容易であることが明らかである。」として、三島由紀夫の書簡の著作物性を肯定している。

これらの判決によれば、書簡が、「単なる時候のあいさつ等の日常の通信文の範囲」内ならば著作物にはならないが、それを越えればその著作物性が認められる。たとえ三島由紀夫のような著名な作家ではなくとも、差し出し人が、「思想又は感情を創作的に表現した文章」の手紙を書いて、名宛人に届けられた場合にはこの手紙は著作物となる。この「思想又は感情を創作的に表現した文章」の水準をどこに置くかが問題となるが、公衆の前で話をしたスピーチの内容もその出来栄えにかかわりなく著作物となる以上、簡単な事務連絡を除いて多くの場合「思想又は感情を創作的に表現した文章」に当てはまることになる。差し出し人が特定の名宛人に向けて送られる書簡には、濃淡の差はあれ、また非常に短いものであれ、差し出し人の思い、感情、意思が含まれているからである。

こうして判例上、書簡の差し出し人は著作者人格権を保有している。

書簡の差し出し人と名宛人との間の、著作権（財産権）と著作者人格権及び書簡の所有権との関係を整理すると次の如くである。

手紙の名宛人が、手紙を受け取ることによって手紙の所有権を得る。

手紙の著作権は、著作者である手紙の差し出し人に残る。

手紙の著作者人格権は、著作者である差し出し人に残る。著作権法第59条は「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」と規定している。

また著作者人格権については、著作者の死亡後でも、「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りではない。」(第

60条) と規定され、故意又は過失により上記第60条の規定に違反した場合には、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。）が、損害賠償のほか、著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。（第116条1項）なお、第60条の規定に違反した者は、300万円以下の罰金に処せられる。（第120条）

以上のことから次のことが明らかである。名宛人による書簡の公表には、書簡の差し出し人の許諾が必要である。この差し出しが著作者人格権をもち、もしこの差し出しが既に亡くなっている時には、著作者人格権を侵害するような行為に対して、遺族が損害賠償のほか著作者の名誉等を回復するための適当な措置を請求することができる。本件の場合、原告の長女・長男がこの遺族に該当し、手紙を公表する場合、これら遺族の許諾を得ることが必要となる。

書簡の公表は、もう一つ別の近代社会における価値に触れる。それは私的領域にかかる価値であり、これまで述べてきた著作者人格権と共に近代を象徴する。公開することの予定されていない手紙は、その内容が閉じられたものであり、私的な領域に属する。それを公表することは私事を公開することを意味している。私生活の公開に該当する。日本国憲法第21条2項は、通信の秘密を保障しており、信書の中身は私的世界である。米国のプロッサー（W.L.Prosser）が判例を分類し整理したプライバシー（privacy）侵害の4類型（4つの不法行為）の内、他者の手紙を盗み見ることは私事（private affaires）への侵入であり第1の類型に属し、他者からの信書を公にすることは私的事実（private facts）の公開という第2の類型に含めることができる。^[10]

米国では、プライバシー（privacy）の権利は一身専属的であるとされており、本件の場合手紙の著作者は既に亡くなっているかは疑わしい。また死者への名誉毀損で訴えを起こすことができるが、書簡の内容は虚偽の事実を摘示しているわけではないので、故人の社会的名誉を毀損しているとして訴えを起こすことはできない。また作家三島由紀夫は歴史的研究の対象となりうる人物であり、単なる私人ではない。東京高等裁判所の判決は次のように名誉の問題を扱っている。

前記著書の著者ら（控訴人）の「本件各手紙は、三島由紀夫の名誉や声望を低下させるようなものを一切含んでいないから、名誉回復措置の請求はできない」との主張に対して、「著作物の公表権は著作者にあるから、本件各手紙を公表することは、三島由紀夫が生前、本件各手紙を公表することを了解していたか（私信であっても、事前又は事後に著者が公表を了解することは、十分あり得ることである。）、又は、その遺族が公表を了解した（すなわち、公表に対して、三島由紀夫が存していたとしたならその著作者人格権となるべきものの保護のための措置を探らないことを約束した）という世人の誤解を招くものということができる。そして、世人が右のように誤解すれば、これにより三島由紀夫の社会的名誉声望が低下することは明らかである。」と述べ、直接手紙の内容を評価することを巧みに避けながら、これら手紙の公表が三島由紀夫の社会的名誉を毀損するとしている。

ところで、作家三島由紀夫が生存していれば、書簡の公表は私事の公開である。勿論、著作権と著作者人格権の侵害もある。ここで差し出しひを三島由紀夫から他の普通の人に置き換えてみると、その手紙の公表は同様に私事の公開であり、「プライバシー」の侵害である。ただ財産権としての著作権はほとんど価値をもたないであろうが、著作者人格権は明らかに保有している。

手紙は書かれたものであり、これを名宛人が公表することは通常のこととしてはまずない。本件で

は、自己と三島由紀夫との関係を小説化するために、自分宛の書簡を小説中に挿入したのである。ところが一般的にこのようなことが起こる事態が生じてきたのである。それは物体に明確に記されていない「手紙」の出現による。送られてきた電子メールは、直ちに間を置かずに転送されうる。しかも一度に多数の者に転送されることができる。これは単なる可能性ではなく、しばしば遭遇することである。特定の名宛人への信書のもつ、「プライバシー」という精神上の自律性の揺らぎがそこに現出する。私的な領域への侵犯である。これは著作権についても同様の不安定さをもたらす。

電子メールの名宛人には、著作権（財産権）も著作者人格権も存しない。従って、単なる事務連絡ではない電子メールを、特定かつ多数へ送信者からの許諾を得ずに転送することは、著作者人格権の侵害を構成する。これら2つの事柄は、ほとんど気付かれることもなく常態化しつつある。

こうして、今日「プライバシー」と著作者人格権という2つの近代的価値が、次第に溶解をし始めている。この章のタイトルとした“COPYRIGHT : A VANISHING VALUE ?”は、1980年に発行された“PRIVACY : A VANISHING VALUE ?”(Edited by William C. Bier, Fordham University Press)というタイトルを採ったものである。この題目はプライバシー (privacy) の現状を巧みに表現している。プライバシー (privacy) の価値、或いはプライバシー (privacy) それ自体はいかなるものか、これはそれほど簡単に答えることのできる問い合わせではない。この解答が不明確なまま、その消滅が数十年前から指摘してきた。そしてそれと共に今、著作権のもっていた価値の消滅がゆっくりと進み始めた。

第4節 同一性保持権の揺らぎ

前節の公表権に続き、著作者人格権の一つである同一性保持権について、最近の判例をもとに検討しよう。

「著者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない」権利をもつ。(第20条) これが同一性保持権である。

『三國志Ⅲ』というゲームソフトをめぐって同一性保持権が争われた事件をみてみよう。^[11] 原告・控訴人Xは、パソコン用シミュレーションゲーム『三國志Ⅲ』と題するソフトウェアを販売していた。『三國志Ⅲ』は、「出荷時において、登場人物として約500名の既成君主、既成武将を設定しているが、これらについては、中国の古書「三國志演義」から得た思想、感情を基に登場人物像を分析し、その能力を六つの要素に分け、1から100までの範囲で、登場人物ごとにその能力を、能力値として数値で表現し設定している。」『三國志Ⅲ』(本件著作物)には、「ユーザーによる新君主、新武将の登録用ファイルとして「NBDATA」という名称のファイルが含まれ、「NBDATA」中に能力値を書き込むためのデータ登録用プログラム(控訴人登録プログラム)が含まれる。」

被告・被控訴人Yは、被控訴人プログラムを搭載するフロッピーディスク付きの『三國志Ⅲ非公式ガイド』と題する書籍を発売した。「被控訴人プログラムは、本件著作物に含まれる控訴人登録プログラムに代わる別個のプログラムで、控訴人登録プログラムに含まれるようなチェックルーティングプログラムを含まないデータ登録用プログラムであり、新君主、新武将につきユーザーが100を超える能力値を設定することができるものである。」チェックルーティングプログラムは、ユーザーがメモリー上に書き込める能力値を1から100までとするプログラムである。原告・控訴人のXは、被控訴人プログラムは本件著作物におけるプログラムを改変し同一性保持権を侵害している、また本件著作物におけるゲームは「映画の著作物」或いは「ゲームの著作物」であり、被控訴人プログラムはその本件著作物を変形、翻案した二次的著作物であって翻案権を侵害していると主張し、被控訴人プログラムのコンピューター用記憶媒体の製造・頒布の差し止め、慰謝料等を求めた。これに対して、平

成11年3月18日、東京高等裁判所は、控訴を棄却した。

ここでは、『三國志Ⅲ』が「映画の著作物」に該当するか否かの議論には触れずに、この判決における同一性保持権に関する部分のみ検討していく。判決文を辿ってみよう。「[NBDATA]にデータが入力され記載されたときには、「NBDATA」の書式は、その中の数値（パラメーター）を本件著作物におけるメインプログラムに渡す役割を果たし、右プログラムの一部となって動作するものと認めるべきものである。そして、右書式中に記載された数値も右プログラムに取り込まれ、これに包含されて動作内容を規定するものとなるのであって、「NBDATA」に控訴人登録プログラムの使用以外の方法によりこの数値を入力すること、さらには、この入力手段を提供することが、本件著作物におけるプログラムの改変に当たるものと評価すべき場合のあることも、直ちに否定することはできない。」従って、同一性保持権を侵害する可能性がある。

しかし、「本件著作物がシミュレーションゲームに関するものであり、本来、その表現態様が種々に変化することが予定されているものであって、メインプログラムの動作の枠内でという客観的制約があるにしても、ユーザーが自由に作動させることによりゲーム展開が千変万化するものであることから、本件著作物の表現がいかなる範囲まで包含するものであるのかが明らかにされないままに、100を超える能力値が使用されることのみをもって、直ちに同一性保持権の侵害に当たるものと認めるることはできない。」

「控訴人は、「NBDATA」のデータ入力範囲を限定した配慮の一つにゲームバランスがあると主張するが、「ゲームバランスを構成する本件著作物の具体的表現内容は、その主張によても必ずしも明確ではなく、………どのように具体的に改変されるに至るかの事実関係は、本件全証拠によっても明らかではない。」

控訴人は、「[NBDATA]に100を超える能力値を入力して本件ゲームをプレイすると控訴人の予定した範囲外のゲーム展開になると主張する」が、「本件ゲームはもともとユーザーの自由な選択に基づいて多様に展開することが特色となっているものであり、右主張のようなゲーム展開が具体的にどのような範囲のものを指すのかは、客観的に明らかになっているとはいえない。」

現在はまだ、「著作権法上の著作物として新しく加えられたコンピュータープログラムに対し、具体的にいかなる範囲の同一性保持権を認めるかにつき一般的な共通認識が必ずしもない段階」でもあり、「様々に展開するゲーム展開を処理するプログラムの改変禁止範囲の限界（同一性保持権で保護されるべき範囲）についての著作権者である控訴人の意向は、ユーザーに対して明確にかつ絶対的なものとしては伝わっていなかった」として、同一性保持権の侵害を否定した。

判決は、このようなゲームについて、具体的にどの範囲まで同一性保持権を認めるか共通の認識はないとしている。この範囲という語は、領域的な意味で用いられているが、著作者と著作物との間の結びつきの強さにかかわっている。ユーザーの関与する余地が拡大すれば、両者の結びつきが弱まる。

『三國志Ⅲ』よりストーリー性があり表現内容が明確であるゲームソフトについて、同一性保持権を認めた最高裁判所の判決が平成13年2月13日にでている。^[12]

ゲームソフト『ときめきメモリアル』は、架空の高校「きらめき高校」における恋愛シミュレーションゲームであり、原告Xは、このゲームソフトの著作権と著作者人格権を有する。Xは、このゲームソフト用のパラメータをデータとして収めるメモリカードを輸入、販売していたYに対して、同一性保持権の侵害であるとして損害賠償などを求めた。

判決は、「本件メモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを改変し、Xの有する同一性保持権を侵害するものと解するのが相当である。けだし、本件ゲームソフトにおけるパラメータは、それによって主人公の人物像を表現するものであり、その変化に応じてストーリーが展開されるものであるところ、本件メモリーカードの使用によって、本件ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、その結果、本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすことになるからである。」

「専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いたYは、他人の使用による本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したものとして、Xに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うと解するのが相当である。」と述べている。

これら2つの事件が示していることは、ゲームソフトを購入した利用者によるその改変が可能であることである。ゲームソフトのストーリーの改変を助けるメモリーカードの販売が、著作物の同一性保持権を侵害していると判決したのが後者である。『三國志Ⅲ』事件において同一性保持権が否定されたのは、著作物と著作者との間の結びつきの緩さ、利用者のかかわる度合いの多さによるものであろう。

ところで一般に、著作物の購入者による、私的な著作物の改変は、同一性保持権の侵害とはならない。著作物が著作者の意図しない形に改作されて販売されれば、同一性保持権の侵害となる。しかし、著作物を購入した後に購入物を私的に利用するとき、その形が不变である必要はなく、改作することが可能である。従って、メモリーカードの販売者は購入者の私的な改変を助けているだけで、同一性保持権を侵害していることにはならないであろう。この2つの事件の場合、原告のゲームソフト製作者が同一性保持権の侵害で訴えたのは、人格権上の理由というより営業上の損得を考慮したためかもしれない。

しかし、同じゲームソフト『ときめきメモリアル』に関する、平成11年8月30日の東京地方裁判所判決の場合は、同一性保持権を侵害していることが明らかである。著作権者Xが、ゲームソフトの主要な登場人物である藤崎詩織の図柄を用い、その性格を著しく歪めてアニメーションビデオを作製したYの行為を、同一性保持権、複製権、翻案権の侵害であるとして、このビデオの製造等の禁止などを求めた事件である。東京地裁は、著作権侵害を肯定し、また「被告の行為は、原告が本件ゲームソフトを著作し、その登場人物である藤崎詩織の性格付けに対する創作意図ないし目的を著しくゆがめる、極めて悪質な行為である」として、同一性保持権の侵害を認めた。^[13]

この事件のように、同一性保持権を強く主張できる場合は存してはいるが、この権利の存在性が希薄になってきていることは否めない。一般にデジタル技術の進歩にこの原因を求めることが多いが、その技術によって著作物の改変が容易になったとしても、より広く20世紀初頭以降の視聴覚コミュニケーションの広がりとその技術の高度化という流れの中で同一性保持権の揺らぎを考えるべきであろう。結局のところ、今日この問題は、デジタルソフトを製作した既存著作物の著作権者とこれを利用しデジタル技術によって著作物を創作することを意図する製作者間の対立となる。前者は著作者人格権と著作権を擁護し、後者は著作者人格権と著作権の制限を主張し、それが恰も新たな文化を生み出すかのように発言する。こうして極めて安易な文化論に帰結していく。しかし実は、両者は相互的関係にある。このような人格権を放擲した文化は、営業上の事柄の中に次第に消えていくことになる。

[注]

- [1] 著作権法令研究会、『著作権ハンドブック』第4版、著作権情報センター、2001年などから作成。
- [2] 半田正夫、「著作権制度の歴史的展望」、『ジュリスト』No.1160、32、33頁。
- [3] 著作権法令研究会、前掲書、230頁。
- [4] 半田正夫、『著作権法概説』一粒社、昭和59年、275頁。
- [5] 半田正夫、前掲論文、32頁。
- [6] 朝日新聞、平成10年3月31日。
- [7] 『判例時報』、1697号、114頁。
- [8] 『判例時報』、1725号、165頁。
- [9] 同上、168頁。
- [10] Grosser, William L., Privacy, California Law Review, Vol.48, 1960, p.389.
- [11] 『判例時報』、1684号、112頁。
- [12] 『別冊ジュリスト』、No.157、118頁。
- [13] 『判例時報』、1696号、145頁。